

東京海洋大学海洋生命科学部における既修得単位に関する取扱要領

平成16年4月1日海洋大規第134-2号
改正 平成28年1月21日海洋大規第86号
改正 平成29年2月20日海洋大規第64号
改正 平成30年9月21日海洋大規第76号

第1 東京海洋大学学則第36条の規定に基づき、学生が東京海洋大学（以下「本学」という。）の第1年次に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）及び学生が本学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修並びにその他文部科学大臣が別に定める学修（以下「既修得単位」という。）の認定については、次のとおり取り扱うものとする。

第2 海洋生命科学部において既修得単位の認定を受けようとする者は、所属学科の学生支援教員による指導・助言を受けた後、別紙様式による既修得単位認定願に成績証明書及びシラバス等を添えて学部長に願い出るものとする。なお、申請は、第1年次前学期履修登録期間内で別に定める日までに行うものとする。

第3 学部長は、教育上有益と認めるときは、当該学生の所属する学科の各学科主任及び認定を希望する授業科目の関係教員と協議の上、既修得単位の認定を行うものとする。

第4 既修得単位の認定は、編入学及び再入学の場合を除き、学則第34条及び学則第35条により認定される単位を含めて、60単位を超えない範囲で別表の基準により行うものとする。

第5 既修得単位の認定を行った場合は、認定した単位に代えて他の授業科目の履修を行わせるなど学習内容の豊富化を図るよう各学科において適切な指導を行うものとする。

第6 認定した科目及び単位については、本人に通知し、成績の評価は東京海洋大学海洋生命科学部履修規則第16条の規定にかかわらず「認」をもって表すものとする。

第7 単位認定結果については、海洋生命科学部教務委員会に報告する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成28年海洋大規第86号）

この要領は、平成28年2月1日から施行する。

附 則（平成29年海洋大規第64号）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年海洋大規第76号）

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表

授業科目の区分		既修得の単位として認定する単位数の上限
総合科目	共通導入科目	8
	文化学系	4
	哲学・科学論系	4
	社会科学系	4
	健康・スポーツ系	2
	外国語系	8
	自由選択	4
基礎科目（「TOEIC 演習」の単位数を除く）		
専門科目	コア課程科目	
	他学部他学科等開講科目	
教職科目		
合計		59

※総合科目の自由選択については、総合科目の各系の開講科目により認定する。ただし、水産教員養成課程の学生を除く。

※教職科目は、水産教員養成課程の学生に限る。

※他の大学等における授業科目により認定される単位数、文部科学大臣が定める学修により認定される総合科目の英語科目及び基礎科目のうち「TOEIC 入門」の単位数がある場合は、上限単位数を59単位から減ずる。

別紙様式

既修得単位認定願

平成 年 月 日

海洋生命科学部長 殿

所属学科 _____ 学科

水産教員養成課程はチェックを入れる

学籍番号 _____

氏 名 _____

単位を修得した大学学部・学科等 _____

所属学科の学生支援教員による指導・助言を受けて、既修得単位の認定を受けたいので成績証明書及びシラバス等を添付の上、下記のとおり申請します。

記

所属学科の学生支援教員の確認					印		
東京海洋大学海洋生命科学部			単位を修得した 大学学部・学科等		可否	担当 教員	備考
授業科目区分	授業科目名	単位数	認定希望の 授業科目名	単位数			